

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年10月5日 18時00分ごろ
発生場所	宮崎県 <sup>ほそしま</sup> 細島港 細島港 <sup>よ</sup> 糸島防波堤灯台から真方位325° 760m付近 (概位 北緯32° 27.6′ 東経131° 40.2′)
事故の概要	漁船 <sup>ことしろ</sup> 事代丸及びプレジャーボート <sup>きかえ</sup> 第二栄丸は、共に航行中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年12月9日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 事代丸、4.98トン MZ3-10744（漁船登録番号）、個人所有 第292-30343号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 第二栄丸、1.0トン 295-11171宮崎、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 左舷前部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、曳き縄釣り漁を行いながら南南東進中、操舵室で操船に当たっていた船長Aが、後部甲板左舷側で掛かった魚を手繰り寄せ、魚群がいた同じ場所で操業を続けようと左舵を取って旋回を開始した。 A船は、左旋回を続け、船長Aが手元を見ながら絡まった糸を解く作業を行い、ふと船首方を見たところ、A船に向かって右舷方から接近するB船を認め、直ちに機関を後進運転とし、行きあしがほとんど停止したとき、A船の船首部とB船の左舷前部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、両舷から竿を出して釣りをを行い、船長Bが、操縦席の椅子に身体を右舷方に向けた姿勢で腰を掛け、船首方、右舷方及び船尾方の見張りを行いながら南南東進中、ふと船尾方を見たところ、B船に向かって左舷方から接近するA船を背中越しに認めたものの、どうすることもできず、A船と衝突した。
分析	A船は、左旋回中、船長Aが手元の作業に意識を向けて航行を続けたことから、右舷方から接近するB船に気付くのが遅れ、B船と衝突

	<p>したものと考えられる。</p> <p>B船は、南南東進中、船長Bが身体を右舷方に向けた姿勢で航行を続けたことから、左舷方から接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が左旋回中、B船が南南東進中、船長Aが手元の作業に意識を向けて航行を続け、また、船長Bが身体を右舷方に向けた姿勢で航行を続けたため、互いに接近していることに気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、手元の作業ばかりに意識を向けず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。</li> <li>・航行中は、特定の方向を向く姿勢を続けることなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。</li> </ul>